

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 和田善晃

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3QF61KK00050	3RRA1AE0013 0001						
品名 または 件名							
(5) ボイラー洗缶等作業役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊豊川駐屯地				業務隊 管理科 営繕班			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
高橋技官 (3317)				令和5年12月22日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和5年4月5日 (水) 13時10分 第308会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和5年3月23日 (木) ~令和5年4月4日 (火) (0900~1500)
(土日については電話連絡をお願い致します)

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 豊川駐屯地業務隊 管理科 高橋
電話番号 0533-86-3151 (内線：3317)

契約班担当者 第308会計隊 契約班 永井
電話番号 0533-86-3151 (内線：3337)
FAX番号0533-84-7850

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること(入札参加時においては、令和01・02・03(平成31・32・33)年度の競争参加資格を受けており、令和04・05・06年度も引き続き資格を申請して認められることを前提とする。申請の結果、規定の資格を有しない場合には入札参加は無効となる。)
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) その他入札心得に示す「事務次官指示事項」の条件を満たすもの。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名、住所及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の内容を訂正したもので、その訂正について押印していない入札
- (7) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (8) 第7項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 契約書の作成

契約書を作成する。(50万円未満については省略とする。)契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

6 落札の決定方式

総額決定(消費税抜)

総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

7 その他

- (1) 郵便による入札については、令和5年4月5日（水）11時00分必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、令和5年4月4日（火）17時00分までに資格決定通知書の写しを提出してください。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 市場価格調査にご協力をお願いします。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をお願いします。
- (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：永井
0533-86-3151 内線(3337) FAX0533-84-7850（直通）
- (8) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 営繕班 担当：高橋
0533-86-3151 内線(3317)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。










表紙含む全 9 枚

仕様書番号 5 - 1 3

(5) ボイラー洗缶等作業役務

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

役務名称	(5) ボイラー洗缶等作業役務					
図面名称	表紙					
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	ボイラー係長	管財主任	担当者
						
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号	1 / 9

仕 様 書

調達要求番号	3RRA1AE0012	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
役務件名	(5) ボイラー洗缶等作業役務	作成年月日	令和5年3月20日

1 場 所

愛知県豊川市穂ノ原1-1 陸上自衛隊豊川駐屯地

2 概 要

本作業は、陸上自衛隊豊川駐屯地100号建物ボイラー室のボイラーの洗缶、分解整備及び第一種圧力容器の安全弁等の分解整備を実施するものである。

3 期 間

契約締結日の翌日から令和5年12月22日（金）まで
ただし、作業期間は次のとおりを基準とする。

- (1) 前段 令和5年4月24日（月）～令和5年4月28日（金）までの間
ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査は令和5年5月25日（木）
- (2) 後段 令和5年10月2日（月）～令和5年10月14日（金）（予定）
ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査は令和5年10月下旬予定

4 一般事項

- (1) 本作業は仕様書、REボイラーハンドブック及びボイラー及び圧力容器安全規則により行うものとし、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は監督官に申し出て、その指示に従うこと。
- (2) 作業は全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 工程等は監督官と綿密に調整し、技術的に当然実施すべき軽微なものについては、受注者の責任において実施すること。
- (4) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行い施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、施工場所以外の立ち入りを禁止する。作業の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立ち会いのもとで立ち入ること。
- (5) 作業時間は午前8時15分から午後5時までとする。なお時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に工事を実施する場合は、前日までに監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (6) 作業中に疑義が生じた場合、監督官の指示に従うこと。
- (7) 作業実施時に機器及び施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原形に復旧すること。
- (8) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合は仮設メーター等を設置して、部隊側算定に基づき有償とする。
- (9) 受注者は作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成し提出すること。了解を得たのち作業を実施すること。
- (10) 作業に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、若しくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
- (11) 受注者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、作業前・作業中・見隠れ部分・作業後・使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、整理のうえ提出すること。

役務名称	(5) ボイラー洗缶等作業役務		
図面名称	仕様書	縮尺	-
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	2/9

- (12) 作業に際し、新設又は既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
 (13) 作業実施の細部日程については契約後、監督官と調整すること。
 (14) その他不明な事項等は、その都度監督官と協議する。

5 特記事項

(1) ボイラー仕様

- ア ボイラー1・2号缶 タクマ RE-50F
 炉筒煙管式 伝熱面積(内容積) 56.1m² 2基
 イ ボイラー3号缶 タクマ RE-50FⅡ
 炉筒煙管式 伝熱面積(内容積) 56.1m² 1基

(2) 前段作業内容

ア ボイラー1号缶(タクマ RE-50F)

作業項目	作業内容
水側部	内部スケールの除去及び洗缶
安全弁 40A×2	安全弁の分解及び組立
ブローバルブ ×2	脱着、整備及び取付
水面計	水面計の組立
圧力計	圧力計の取付
フレームアイ	フレームアイの取付
給水ポンプ及び給水流量計	ストレーナーの分解及び組立
給水ポンプ	グランドパッキンの取替
蒸気取出口バルブ	
煙管	扇形の蓋の組立
その他	①ボイラー本体とヘッダーの間に盲プレートの設置及び復旧 ②盲プレート取外し後のボイラー本体とヘッダー間のボルテックスパッキンの交換 ③バーナーの燃焼調整 ④マグドネネル及び電極棒の取付

イ ボイラー3号缶(タクマ RE-50FⅡ)

作業項目	作業内容
水側部	内部スケールの除去及び洗缶
安全弁 40A×2	安全弁の分解及び組立
ブローバルブ ×2	脱着、整備及び取付
水面計	水面計の組立
圧力計	圧力計の取付
フレームアイ	フレームアイの取付
給水ポンプ及び給水流量計	ストレーナーの分解及び組立
給水ポンプ	グランドパッキンの取替
蒸気取出口バルブ	
煙管	扇形の蓋組立
その他	①ボイラー本体とヘッダーの間に盲プレートの設置及び復旧 ②盲プレート取外し後のボイラー本体とヘッダー間のボルテックスパッキンの交換 ③バーナーの燃焼調整 ④フロートスイッチ及び電極棒の組立

役務名称	(5) ボイラー洗缶等作業役務		
図面名称	仕様書	縮尺	-
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3/9

ウ 第一種圧力容器

作業項目	作業内容
・ 18号建物 32A×1	①安全弁の分解・組立 ②設定圧力吹出の確認 ③着脱面の清掃
・ 170号建物 25A×2	
・ 175号建物 20A×1 32A×1 40A×1	
・ 177号建物 20A×1 32A×2	
・ 182号建物 40A×2	
・ 194号建物 32A×1 40A×1	
・ 200号建物 20A×2	

(3) 後段作業内容

ア ボイラー2号缶 (タクマ RE-50F)

作業項目	作業内容
水側部	内部スケールの除去及び洗缶
安全弁 40A×2	安全弁の分解及び組立
ブローバルブ ×2	脱着、整備及び取付
水面計	水面計の組立
圧力計	圧力計の取付
フレームアイ	フレームアイの取付
給水ポンプ及び給水流量計	ストレーナーの分解及び組立
給水ポンプ	グランドパッキンの取替
蒸気取出口バルブ	
燃焼室	内部の媒体及び硫黄残留物の除去
炉筒	
前後部管板	
煙管	扇形の蓋組立
その他	①ボイラー本体とヘッダーの間に盲プレートの設置及び復旧 ②盲プレート取外し後のボイラー本体とヘッダー間のボルテックスパッキンの交換 ③バーナーの燃焼調整 ④マグドーネル及び電極棒の取付

役務名称	(5) ボイラー洗缶等作業役務		
図面名称	仕様書	縮尺	—
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	4 / 9

イ 第一種圧力容器

作業項目	作業内容
・ 18号建物 32A×1	①安全弁の分解・組立 ②設定圧力吹出の確認 ③熱交換器コイル分解清掃整備及び復旧 (18号建物)
・ 208号建物 25A×1	
・ 218号建物 40A×1	
・ 222号建物 20A×1 32A×1	
・ 300号建物 20A×1 32A×1	

- (4) 作業実施責任者は、ボイラーの構造及び取扱に精通し、ボイラー洗缶作業の実務経験がある者とする。
- (5) ボイラーの洗缶及び第一種圧力容器の分解整備作業は、性能検査の前日までに作業を終わらせること。
- (6) 安全弁の分解及び組立は、全て駐屯地ボイラー室内で行い、ボイラー係員の立会のもと実施すること。
- (7) 性能検査後、速やかにボイラー及び第一種圧力容器の組立を行うこと。
- (8) 18号建物熱交換器コイルの冷却及び減圧並びに排水等はボイラー係員の指示に従い実施することとし、復旧は漏水等異常がないことを確認してボイラー系の点検を受けること。

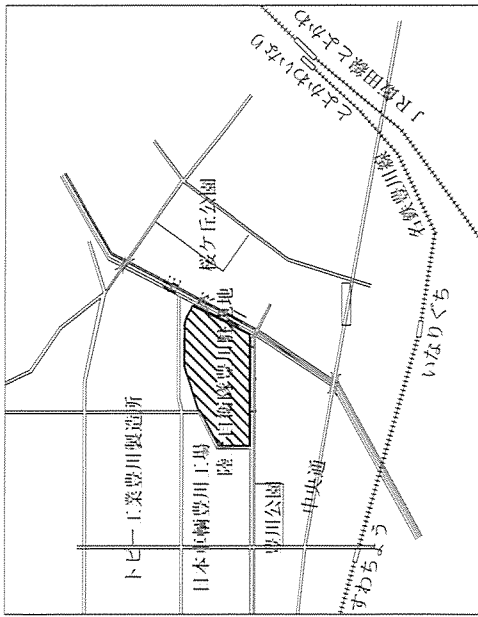
6 提出書類

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 工程表 | 1部 (契約後速やかに) |
| (2) 現場代理人届・略歴書 | 1部 (契約後速やかに) |
| (3) 打合せ簿 | (その都度) |
| (4) 役務開始・完了届 | 1部 (契約後速やかに) |
| (5) 作業日誌 | 1部 (作業後速やかに) |
| (6) 作業写真 | 2部 (作業後速やかに) |
| (7) その他指示する書類 | (その都度) |

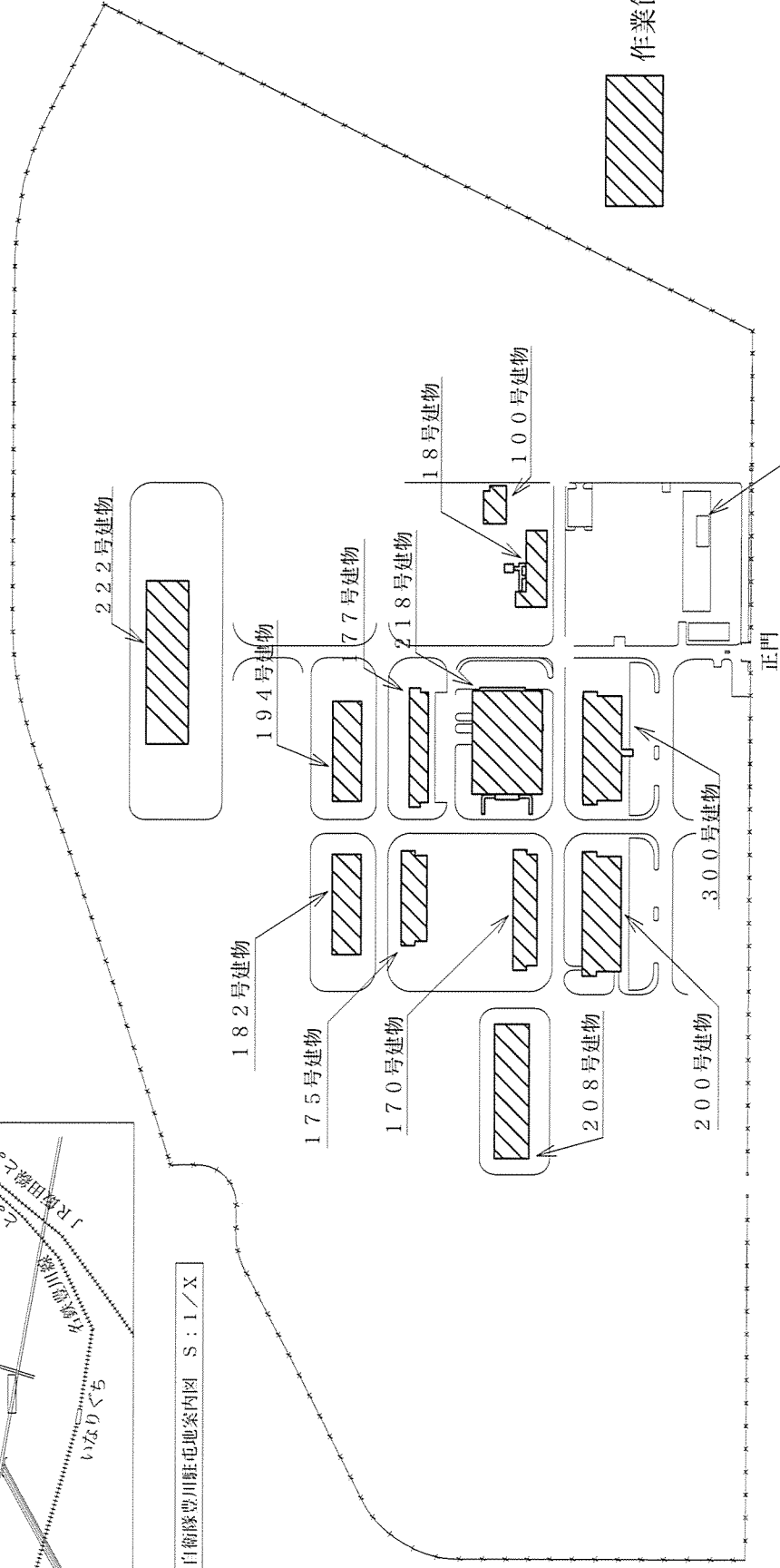
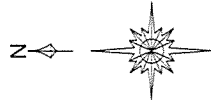
7 完了検査

作業終了後、検査官による現地検査及び提出書類が部隊側に届いた後に、書類検査を実施し合格をもって完了とする。

役務名称	(5) ボイラー洗缶等作業役務		
図面名称	仕様書	縮尺	-
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	5/9	



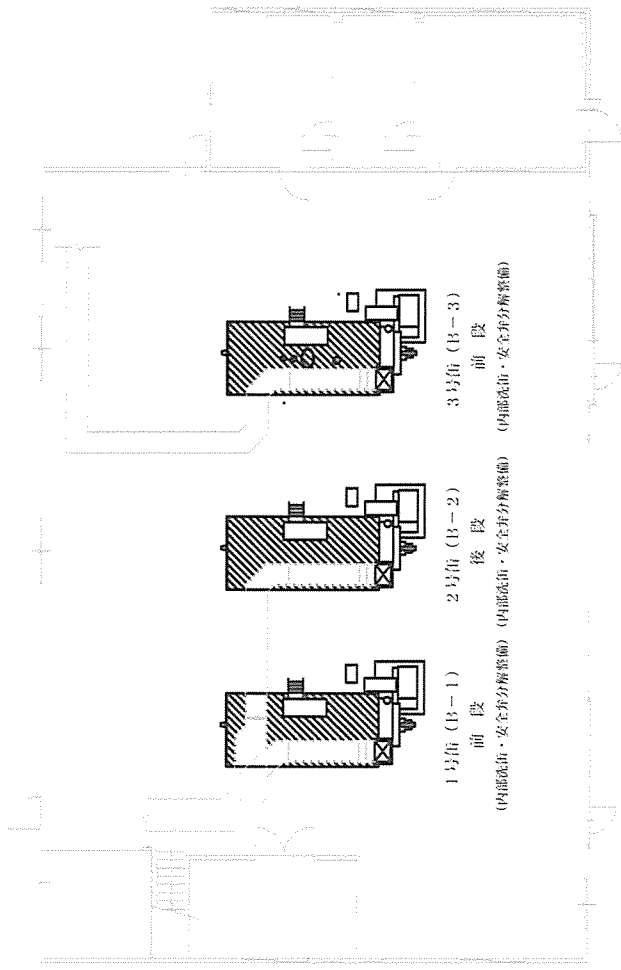
陸上自衛隊豊川駐屯地案内図 S:1/X



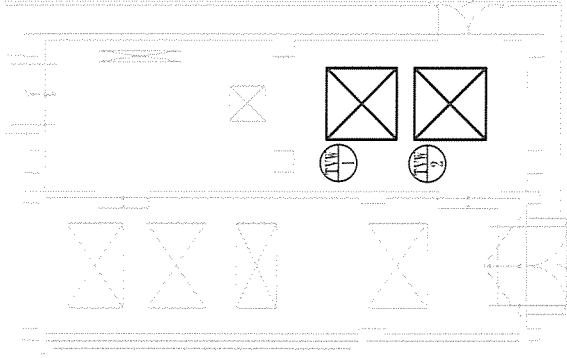
業務調整先：管理科営繕班事務所

陸上自衛隊豊川駐屯地配置図 S:1/4500

役務件名	(5) ボイラー洗缶等作業役務
図面名称	案内図・配置図
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号 6 / 9



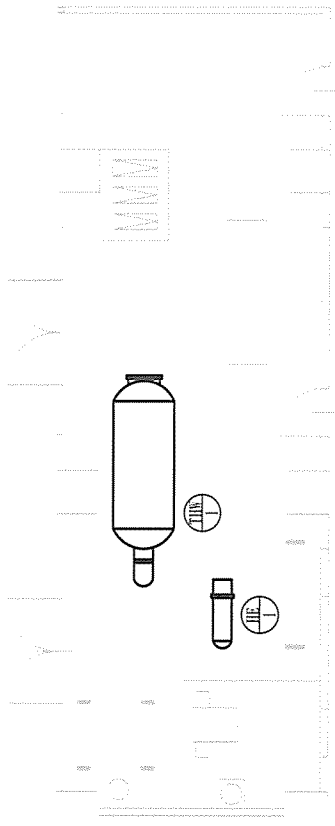
100号建物平面図 S=1/150



178号建物機械室平面図 S=1/150



170号建物機械室平面図 S=1/100



177号建物機械室平面図 S=1/100

175号建物機械室平面図 S=1/100

役務名称 (5) ボイラー洗缶等作業役務

図面名称 建物平面図(1)

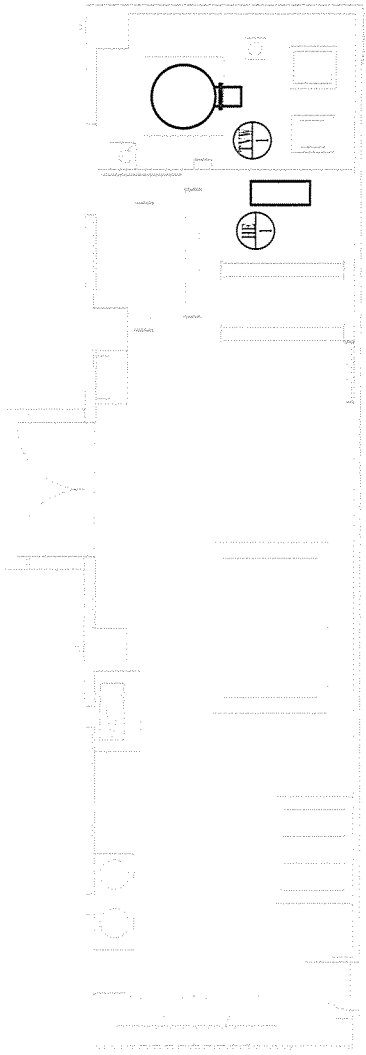
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

縮尺

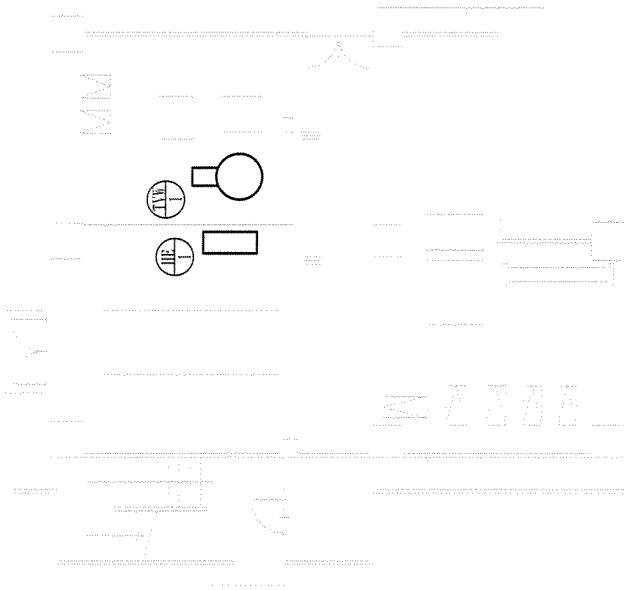
図面番号

図示

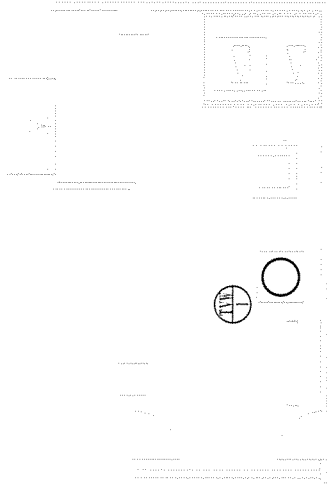
7/9



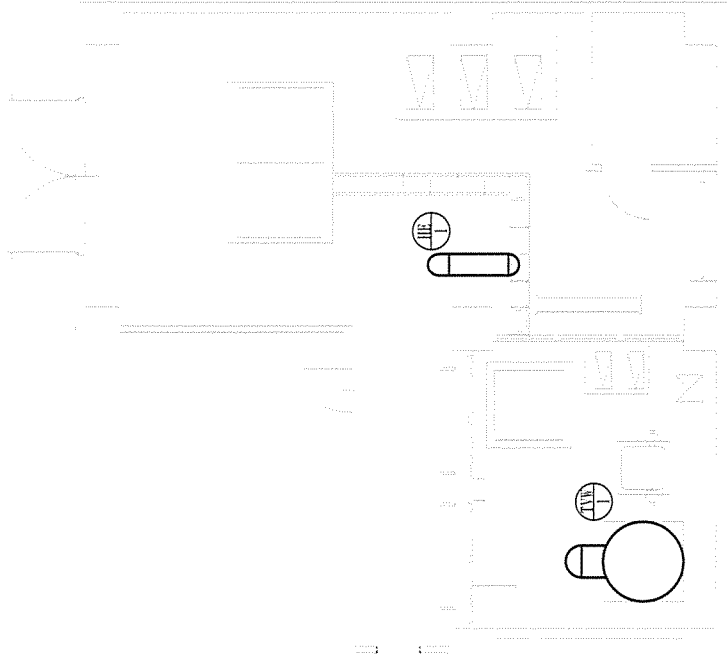
182号建物機械室平面図 S=1/100



200号建物機械室平面図 S=1/150

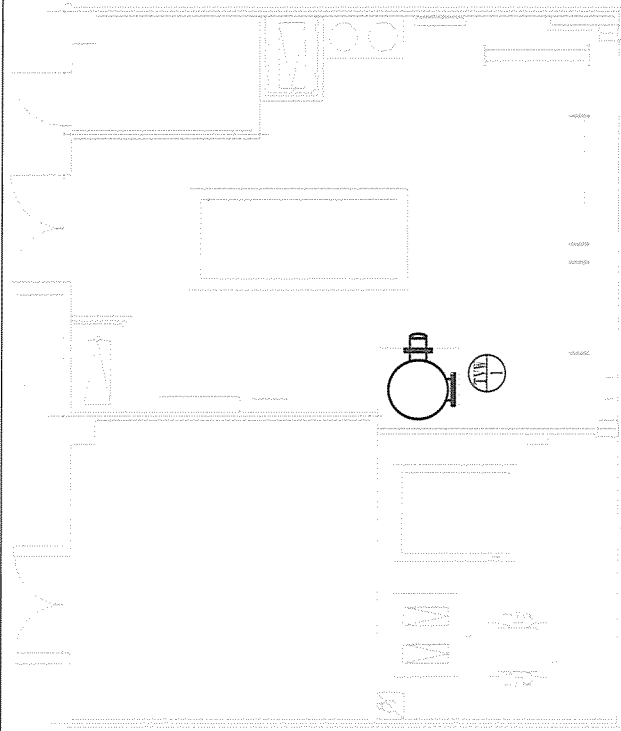


208号建物機械室平面図 S=1/100

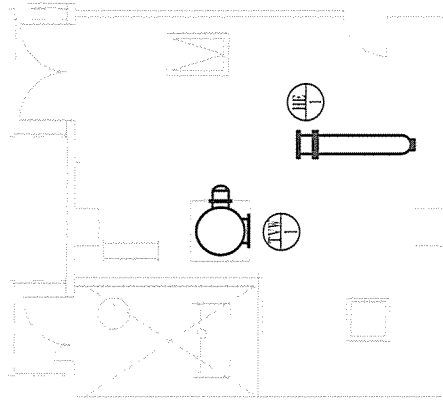


194号建物機械室平面図 S=1/100

勤務名称	(5) ボイラー洗缶等作業役務		
図面名称	建物平面図(2)	縮尺	図示
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号 8/9



218号建物機械室平面図 S=1/100



222号建物機械室平面図 S=1/100

第一種圧力容器安全弁（前段）

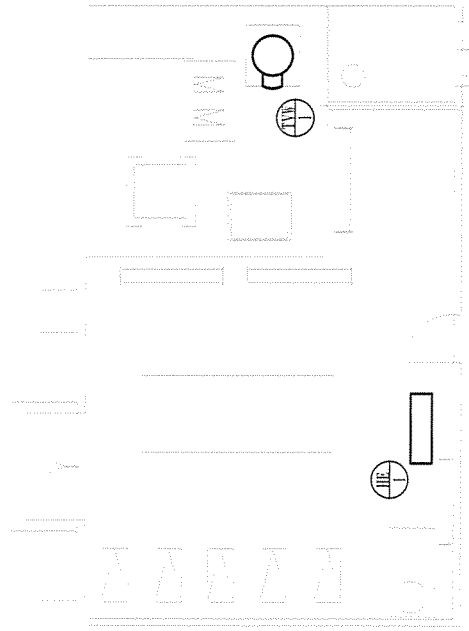
設置場所	規格	数	量
18号建物	32A	1個	
170号建物	25A	2個	
175号建物	20A	1個	
	32A	1個	
	40A	1個	
177号建物	20A	1個	
	32A	2個	
182号建物	40A	2個	
194号建物	32A	1個	
200号建物	40A	1個	
200号建物	20A	2個	
合計		15個	

第一種圧力容器安全弁（後段）

設置場所	規格	数	量
18号建物	32A	1個	
208号建物	25A	1個	
218号建物	40A	1個	
222号建物	20A	1個	
	32A	1個	
300号建物	20A	1個	
	32A	1個	
合計		7個	

熱交換器コイル分館清掃整備及び復旧（後段）

設置場所	数	量
18号建物	1個	



300号建物機械室平面図 S=1/50

役務名称	(5) ボイラー洗缶等作業役務		
図面名称	建物平面図(3)	縮尺	図示
	陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号 9/9

